

施設整備に関する基本方針（案）

廃棄物処理施設である広域ごみ・汚泥処理施設の主たる整備目的としては、大きく以下の2点があげられます。

広域ごみ・汚泥処理施設の主たる整備目的

- 廃棄物処理施設として、構成市町で日々発生する廃棄物を適正に処理し、北但地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。
 - ・日々発生する廃棄物の処理を行います。
 - ・処理に伴う公害の発生防止に万全を期します。
 - ・天災（地震・水害・台風等）、施設の事故による災害（火災・爆発等）が起こった場合でも適切に対応します。
- 大量生産・大量消費社会から脱却し、廃棄物の5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペアー、リサイクル）を総合的に推進します。
 - ・資源物回収を促進します。
 - ・熱回収を促進します。

※ 廃棄物の5R：兵庫県では国の進める3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））に、更に2R（リフューズ（受取拒否）、リペアー（修理））を加えた5Rを推進しています。

上記に示す新施設の主たる整備目的を踏まえ、北但地域における施設整備の基本方針案を以下に示します。

広域ごみ・汚泥処理施設の施設整備に関する基本方針（案）

- ◆基本方針1：環境保全・公害防止対策に万全の措置を講じた施設とします。
- ◆基本方針2：ごみ・汚泥を確実・安全・安定的に処理できる施設とします。
- ◆基本方針3：廃棄物の資源化を図り、循環型社会の形成に資する施設とします。
- ◆基本方針4：周辺環境と調和した施設とします。
- ◆基本方針5：住民から信頼される施設とします。
- ◆基本方針6：経済性に優れた施設とします。

◆基本方針 1：環境保全・公害防止対策に万全の措置を講じた施設とします。

廃棄物処理施設は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで必要不可欠な施設です。

新施設は、計画・建設・管理運営にわたって、環境保全・公害防止対策に万全を期し、周辺地域環境への負荷の低減を図ります。

特に、施設から生じる排ガス・排水・悪臭・騒音・振動等は、施設の管理運営期間中生じるものであり、周辺地域環境への負荷を低減するためには、公害規制に係る関係法令等を踏まえ、更に自主的な公害防止基準を設定し、これを遵守した管理運営に努めるものとします。

※新施設の公害防止条件については、第4回検討委員会でご検討頂く予定です。

◆基本方針 2 : ごみ・汚泥を確実・安全・安定的に処理できる施設とします。

新施設の整備に伴い北但地域内の可燃ごみの処理は、1 施設で行うこととなります。このため、新施設が停止した場合は、ごみ・汚泥処理が停滞し、北但地域の生活環境・公衆衛生が損なわれることになり、住民に影響を及ぼす事態が生じる可能性があります。

したがって、新施設は、北但地域から日々発生するごみを確実・安全・安定的に処理できる施設でなければなりません。

そのため、新施設の処理システムは、信頼性が高い実用的な技術システムを採用するものとします。

併せて、危険物が混入しないよう対策を講じるとともに、仮に爆発や火災など不慮の事故が発生した場合には、安全に対処、措置できるよう安全対策を講じた施設とするとともに、災害等に強い施設とします。

更に、施設の安全対策を実施することにより、見学者を含む来訪者や施設内の従業員及び搬入車等の安全を確保する施設とします。

◆基本方針 3：廃棄物の資源化を図り，循環型社会の形成に資する施設とします。

近年，廃棄物は単に処分すべき対象ではなく「循環資源」と捉え，リフューズ（受取拒否），リデュース（発生抑制），リユース（再使用），リペア（修理），リサイクル（再資源化）の 5R を推進し，「循環型社会」の形成に向けた取組みが実施されています。

そのため，北但地域においても，循環型社会の形成に寄与するため，ごみを循環資源と捉え，資源回収・エネルギー回収を行う施設を整備します。

また，循環型社会の形成に向けた情報発信基地として，住民啓発施設を整備します。

※新施設のリサイクルセンター啓発機能については，第 4 回検討委員会でご検討頂く予定です。

◆基本方針 4：周辺環境と調和した施設とします。

北但地域は、地域内に山陰海岸国立公園や氷ノ山・後山・那岐国定公園を有するとともに、日本海へ注ぐ河川を有し、山・川・海の豊かな自然環境を有する地域です。

新施設においても、本地域の自然環境及び施設建設地の周辺環境に配慮したデザインの採用や、地域に開かれ親しみやすい施設とします。

◆基本方針5：住民から信頼される施設とします。

新施設の信頼を得るためには、環境保全・公害防止対策のみならず、施設の運転管理状況の透明化を図る必要があります。

環境保全状況を中心とした施設の運転管理状況について情報公開を進めるとともに、施設周辺住民と一緒に確実・安全・安定的に管理運営を図るために、施設周辺住民と（仮）環境監視委員会を設置することにより、信頼される施設の管理運営を行います。

情報公開の方法としては、以下の方法等が想定されます。

- ・ 廃棄物の処理に伴う排ガス濃度の連続測定結果を外部に常時表示
- ・ 定期的な環境保全状況の確認結果の公開
- ・ 受入廃棄物に関する情報（搬入禁止物の事例等）の公開
- ・ 維持管理状況の記録の閲覧
- ・ 施設周辺住民を含む（仮）環境監視委員会の設置

◆基本方針 6：経済性に優れた施設とします。

一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、その経費については必要不可欠な費用ではありますが、構成市町における財政状況は非常に厳しい状況にあります。

したがって、新施設は、前述した確実・安全・安定的処理、環境保全・公害防止等の基本方針を達成する上で、建設費・管理運営費を含めた財政支出が可能な限り低減できる経済性に優れた施設とします。

なお、新施設の事業方式については、公設民営方式を予定しています。従来、廃棄物処理施設の整備・運営については、整備事業（設計・建設）と管理運営事業に分けられて実施されてきました。公設民営方式は、設計・建設・管理運営を一体の長期事業とした上で、民間企業を活用し実施する手法であります。このため、長期事業において民間企業の創意工夫・ノウハウの積極的な活用による事業実施の結果として、総事業費の低減が期待されます。また、民間企業の競争環境が確保されるべく、公平性・透明性に配慮した事業実施に努めます。